

◎新潟県教育委員会訓令第5号

教育庁本庁
県立学校

新潟県立学校における事務決裁及び文書等に関する規程（昭和46年12月新潟県教育長訓令第12号）の一部を次の表のように改正し、令和8年11月1日から実施する。

令和8年10月30日

新潟県教育委員会
教育長 太田 勇二

（下線部分は改正部分）

改正後			改正前		
別表第2（第36条、第36条の2関係）			別表第2（第36条、第36条の2関係）		
番号	学校の名称	記号	番号	学校の名称	記号
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
55	新潟県立国際情報高等学校	国高	55	新潟県立国際情報高等学校	国高
<u>55-2</u>	<u>新潟県立国際フロンティア高等学校</u>	<u>国フ高</u>			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
特10	新潟県立五泉特別支援学校	五泉特	特10	新潟県立五泉特別支援学校	五泉特
<u>特10-1</u>	<u>新潟県立県央特別支援学校</u>	<u>県央特</u>			
<u>2</u>					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)